

千葉県遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱
事務処理規程

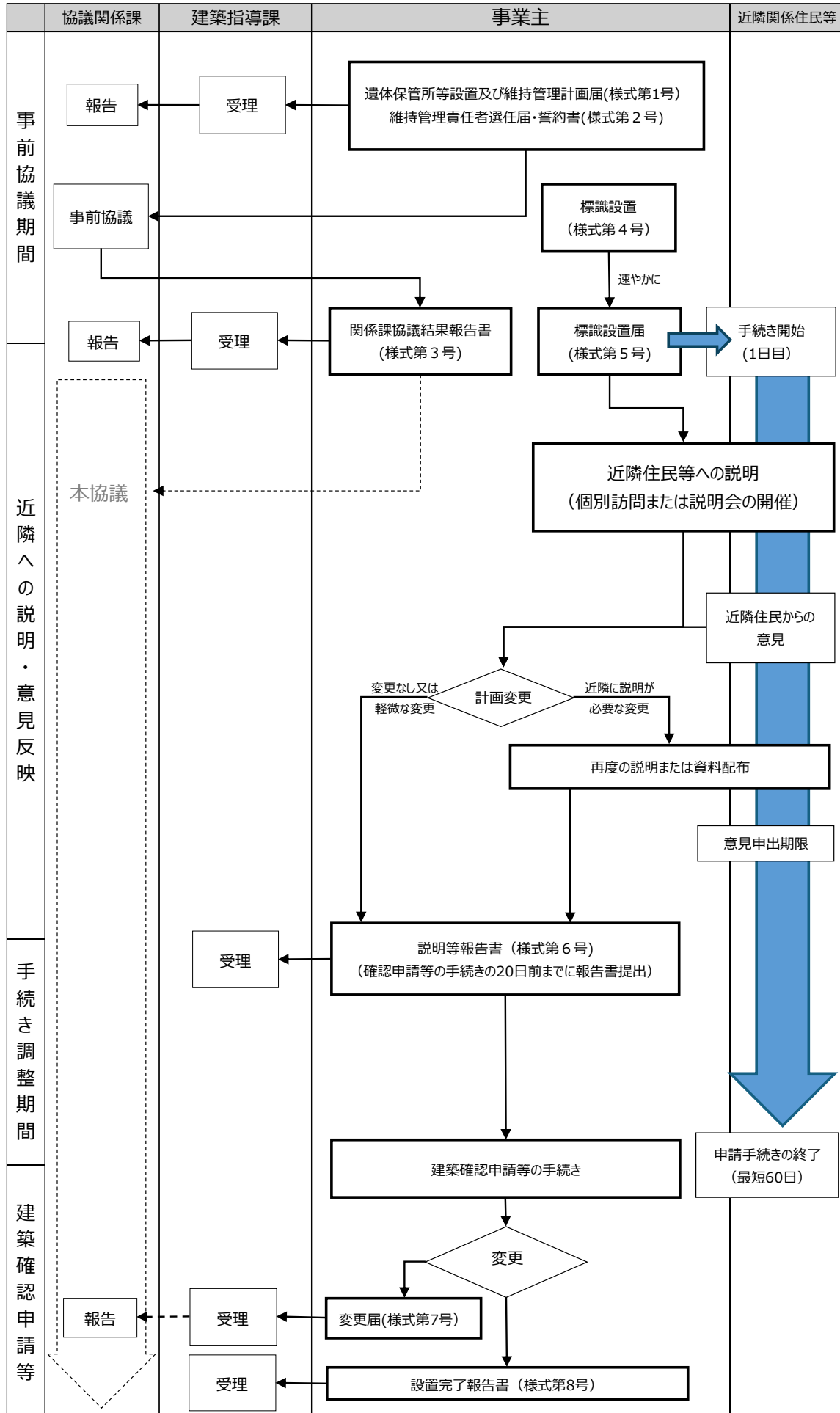
(協議関係課)

- 第1 要綱第2条第1項第8号に規定する別に定める協議関係課は、次の表のとおりとする。
- 2 遺体保管所の設置、管理及び運営に当たり、関連法令・条例等に基づき規制するほか、周辺環境や近隣関係住民等の要望等に配慮すること。
- 3 近隣関係住民等から苦情のあったときは、協議関係課と建築指導課は連携して問題解決に努めること。

	協議事項	協議関係課
遺体保管所等の設置に係る事項	接道に関すること (要綱第3条第1項第1号ア)	建築指導課
	外壁後退に関すること (要綱第3条第1項第1号イ)	
	緑化に関すること (要綱第3条第1項第1号ウ)	緑政課
	駐車場に関すること (要綱第3条第1項第1号エ)	地域安全課 交通政策課
	搬入口に関すること (要綱第3条第1項第1号オ)	建築指導課
	景観・広告に関すること (要綱第3条第1項第1号カ)	都市計画課 都市デザイン室
遺体保管所等の管理及び運営に係る事項	遺体の保管方法に関すること (要綱第3条第1項第2号ア)	生活衛生課
	通夜・告別式に関すること (要綱第3条第1項第2号イ)	
	花輪の設置に関すること (要綱第3条第1項第2号イ)	建築指導課
	遺体・ひつぎの搬出入に関すること (要綱第3条第1項第2号ウ)	
	防音・防臭対策に関すること (要綱第3条第1項第2号エ)	環境規制課
	廃棄物・排水の適正処理に関すること (要綱第3条第1項第2号オ)	環境規制課 産業廃棄物指導課 下水道営業課 下水道維持課
	交通安全対策に関すること (要綱第3条第1項第2号カ)	地域安全課

(協議フロー)

第2 協議の流れは、次のとおりとする



(標識の設置等)

第3 要綱第5条第1項及び要綱第6条第2項に規定する遺体保管所等を設置しようとする日は、次に掲げる日とする。

- (1) 要綱第5条第1項各号に掲げる手続きを要しない場合にあっては、工事に着手する日
- (2) 要綱第5条第1項各号に掲げる手続き及び工事を要しない場合にあっては、遺体保管所等を開設する日

(設置計画取下届・取止届)

第4 事業主は、要綱第4条第1項の遺体保管所等設置及び維持管理計画届、要綱第5条第3項の標識設置届若しくは要綱第6条第2項の説明等報告書を市長に提出した後に、標識設置届提出から60日経過した日若しくは説明等報告書提出から20日経過した日のいずれか遅い日までに当該設置計画を取り下げようとするときは、又は、標識設置届提出から60日経過した日若しくは説明等報告書提出から20日経過した日のいずれか遅い日より後に当該設置計画を取り止めようとするときは、設置計画取下届・取止届（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この事務処理規程は、平成27年10月20日から施行する。

附 則

この事務処理規程は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この事務処理規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この事務処理規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この事務処理規程は、令和7年4月1日から施行する。

設置計画取下届・取止届

年 月 日

（あて先）千葉市長

事業主 住 所
氏 名
電 話 （ ）

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱事務処理規程第 4 の規定により、次のとおり届け出ます。

遺 体 保 管 所 等 の 名 称			
遺 体 保 管 所 等 の 位 置		千葉市 区	
取 下 ・ 取 止 の 理 由			
問 合 せ 先	住 所		
	氏 名	電 話 （ ）	
	担 当 者 名		
※備考		※ 受 付 欄	